

利用者規約

(栃木県 まちのわふるさと納税ポイント利用取引)

利用者規約（栃木県 まちのわふるさと納税ポイント利用取引）（以下、「本規約」といいます。）は、栃木県（以下、「栃木県」といいます。）から寄附支出者に対し、ふるさと納税の寄附金支出の返礼品として進呈した、まちのわふるさと納税ポイント（以下、「ポイント」という。）を利用するにあたり、利用者（ポイント保有希望者及び保有者をいう。）が遵守すべき事項並びに利用者、加盟店、栃木県の権利義務関係を定めたものです。利用者がポイント利用取引をしたことをもって、本規約および上記利用規約に同意したものとします。

第1条 （定義）

1. 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
 - （1） 「加盟店」とは、栃木県から指定を受け、利用者に対してポイントを対価として自己が指定した財またはサービス（以下、「対象商品等」という。）の提供する店舗等の運営者であって、栃木県に登録した個人又は法人をいいます。
 - （2） 「対象商品等」とは、加盟店が一定のポイント数と引き換えに利用者を提供するものとして、栃木県が承認した財またはサービスをいいます。
 - （3） 「まちのわふるさと納税ポイント利用取引」とは、利用者が、加盟店において、ポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。以下、単に「ポイント利用取引」といいます。
 - （4） 「加盟店 UI」とは、ポイントによる決済および決済情報の確認のために加盟店に対して提供され、加盟店が情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェア「まちのわ店舗用アプリ」または Web サイト「まちのわふるさと納税加盟店管理画面」をいいます。
 - （5） 「利用者 UI」とは、利用者がポイントの発行を受け、これをポイント利用取引の決済に用いる目的で利用者の情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェア「まちのわふるさと納税アプリ」または Web サイト「まちのわふるさと納税利用者画面」をいいます。
 - （6） 「本システム」とは、株式会社まちのわが開発・運営・管理し、利用者に対してプラットフォームサービスとして提供する、ポイントの発行・管理システム並びにこれに関連して提供するシステム（利用者 UI 及び加盟店 UI を

含みます。)をいいます。

第2条 (発行・利用)

1. ポイントは、ふるさと納税の返礼品であり、ポイント保有希望者は栃木県への寄附金支出を行った場合に限り、その発行を受けることができます。
2. 栃木県は、利用者がポイントを支付金支出に対する返礼品として指定して実施したふるさと納税に係る寄附金支出にかかる決済完了後、速やかにポイントを発行します。
3. 発行されたポイントは、利用者 UI 上に栃木県が指定する方法により表示されます。
4. 利用者は、以下のいずれかの方法により、ポイントを、加盟店との間のポイント利用取引の決済に利用することができます。
 - (1) 利用者が、利用者 UI を使用して加盟店に置かれた二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するポイント数を減じる操作を行い、当該ポイント数が本システム上自動的に減算される方法
 - (2) 利用者が、利用者 UI 上に表示される二次元コードを加盟店に提示し、加盟店が、加盟店 UI を使用して当該二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するポイント数を利用者のポイント保有残高から減じる操作を行い、当該ポイント数が本システム上自動的に減算される方法（以下、前号の方法と併せて「対面取引」といいます。）
 - (3) オンライン加盟店から利用者のポイント残高を参照し、当該決済において利用者が使用を希望するポイント数を減じる操作を行い、当該ポイント数が本システム上自動的に減算される方法（以下、「非対面取引」といいます。）
5. ポイント利用取引において、財またはサービスの購入に際してポイントが不足した場合、利用者は、不足分について栃木県へふるさと納税の寄附手続を行い、新たにポイントを取得の上利用するか、又は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。なお、利用者は、利用者 UI 等で、ポイント使用状況及び保有残高を確認することができるものとします。
6. 利用者は、対面取引において、事前に二次元コード等をキャプチャした画像、その他利用者 UI 及びそれに表示される二次元コードの複製物を提示する形でポイントを利用することはできません。

第3条 (禁止事項)

1. 利用者は、発行を受けたポイントを複製し、改変し、公衆送信し、又は第三者に利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。

2. 前項に規定するほか、ポイントを不正に利用する行為（他の利用者又は第三者に成りすます行為を含みますがこれに限られません。）その他栃木県が不適切と判断する行為を利用者が行った場合又はその恐れがあると栃木県が認めた場合、栃木県及び加盟店は、利用者によるポイントの利用を認めない場合があります。

第4条 （利用期限）

1. ポイントの利用期限は、栃木県が別途定める場合を除き、利用者が受領したポイントの寄附決済完了日の月末より3年間とします。

第5条 （利用中止）

1. 利用者は、ポイントの利用の中止等を理由として栃木県に返金を求めることはできません。ただし、栃木県の帰責事由により、まちのわふるさと納税ポイントの利用が長期間にわたり困難となる場合にはこの限りではありません。

第6条 （ポイント利用取引の取消し等）

1. 利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったポイント利用取引を取消し、又は解除することができないものとします。
2. ポイント利用取引が取消され又は解除等された場合、当該ポイント利用取引において利用されたポイントは、利用者 UI 等を通じて、加盟店及び栃木県から利用者に返還されるものとします。なお、ポイント返還時に、既に利用期限を過ぎているポイントについては、返還されません。

第7条 （本規約の変更）

1. 栃木県は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。栃木県は、本規約を変更した場合には、利用者 UI 等栃木県が適切であると判断するインターネット上のウェブサイト等において掲載することにより利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がまちのわふるさと納税ポイントを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第8条 （権利義務の譲渡等）

1. 利用者は、栃木県の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第9条 （分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第10条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、栃木県の事務所の所在地を管轄する日本の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（令和7年12月1日制定）